

30 動 検 第 254 号

平成 30 年 5 月 31 日

公益社団法人日本馬事協会長 殿

動物検疫所長



動物検疫所が発行する証明書の用紙等について

貴会におかれましては、日頃より動物検疫業務に対し御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

平成30年4月2日付けで、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法規則」という。）の一部が改正され、動物検疫所が交付する証明書の色が規則から削除されたところです。

一方で国際的信用性の確保等の観点から、引き続き真に動物検疫所が交付した証明書であると明確に判別できる用紙を使用する必要があります。

このことから、本年6月1日より別紙のとおり偽造防止措置を含む特殊印刷を施した用紙（別記様式1。以下「偽造防止用紙」という。）を使用することとし、また、併せて証明書様式等に押印する印（別記様式2。以下「証明書印」という。）及び輸送容器の封印に用いるシール（別記様式3。以下「封印シール」という。）を定めることとしましたので、お知らせするとともに、貴会に周知いただきますようお願いいたします。



(別紙)

## 動物検疫所が交付する証明書の用紙等について

### 1. 偽造防止用紙の仕様及び使用する証明書の種類

#### (1) 仕様

- (ア) 紙色は淡緑色。複写すると‘COPY’及び‘複写’の文字が浮き出す偽造防止機能。
- (イ) 中央に、‘Animal Quarantine Service’。左下から右上に向け、用紙全体に‘農林水産省動物検疫所、Animal Quarantine Service, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan’のマイクロ文字を配置
- (ウ) 左下に日本国旗を模したホログラムを加工。

#### (2) 偽造防止用紙を使用する証明書の種類

以下の証明書の原本 (Original) 及び添付書類に用いる。なお、副本 (Copy、Duplicate 等) には使用しない。

- (ア) 畜産物の輸出検疫証明書 (家伝法規則第 54 条様式第 30 号 2)
- (イ) 動物の輸出検疫証明書 (家伝法規則第 54 条様式第 30 号 1)
- (ウ) 犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクの輸出入検疫証明書 (家伝法規則第 51 条様式第 24 号 3、犬等規則第 9 条様式第 5 号の 1、2、3 及び 4)

### 2. 証明書印の用途

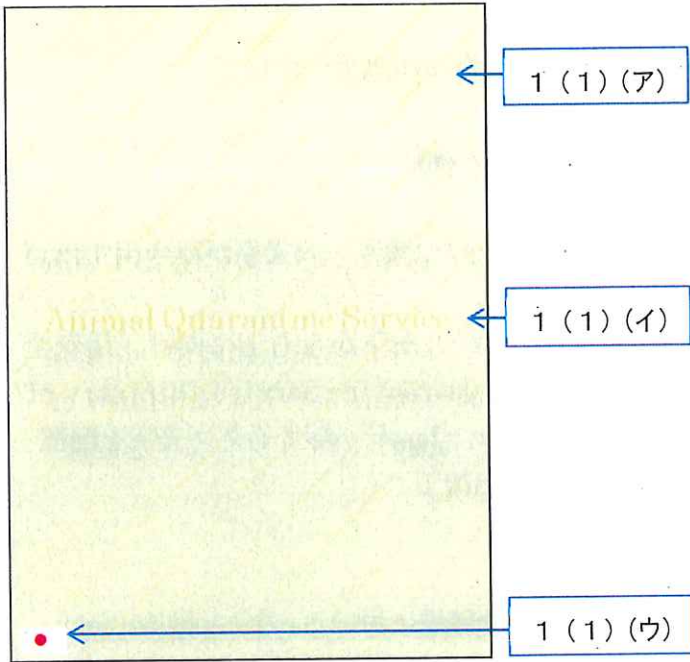
以下の用途で使用する。ただし、押印及び封印の方法が相手国政府等に別に定められている場合を除く。

- (1) 輸出検疫証明書に添付する追加証明、相手政府国が定める証明書様式等に Official Stamp として押印する場合。
- (2) と畜場等で封印された貨物を現物検査のために開梱し、これを再封印する必要がある場合。

### 3. 封印シールの用途

畜産物の輸出において輸送容器に重複しない番号がつけられた封印を施すことが家畜衛生条件等により相手国政府に求められている場合に使用する。ただし、密閉式コンテナを封印する場合を除く。

別記様式 1



別記様式 2



別記様式 3

